定款

2022年6月

神 東 塗 料 株 式 会 社

神東塗料株式会社 定款

(2022年6月22日改正)

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、神東塗料株式会社と称し、英文では SHINTO PAINT COMPANY, LIMITED と記載する。

(本店の所在地)

第2条 当会社は本店を兵庫県尼崎市に置く。

(目的)

- 第3条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. 次の製品の製造、加工および売買
 - (1) 塗料、接着剤、顔料、合成樹脂、油脂その他各種化成品
 - (2) 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、動物用医薬部外品、工業薬品、化粧品、 家庭用雑貨および飼料添加物
 - (3) 殺虫剤、工業用殺菌剤、除草剤および農薬
 - (4) 電子機器、光通信機器、磁力機器および部品ならびにその材料
 - (5) 塗装設備およびこれに関連する機械器具装置ならびに材料
 - (6) 土木建築用資材および住宅用資材
 - (7) 印刷材料
 - (8) 自動車用化学製品
 - (9) 前記各製品に関連するシステム
 - (10) 前記各製品の加工品
 - 2. 前号に掲げる製品の輸出および輸入
 - 3. 塗装工事その他各種建設工事の設計、施工および監理ならびにこれらに関する技術指導
 - 4. 塗装設備およびこれに関連する機械器具装置設置工事の請負ならびに設計監理
 - 5. 不動産の売買、賃貸借および管理
 - 6. 前各号に付帯関連する一切の事業

(機 関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - 1. 取締役会
 - 2. 監査役
 - 3. 監查役会
 - 4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数および単元株式数)

- 第6条 当会社の発行可能株式総数は1億1,200万株とする。
 - ② 当会社の単元株式数は100株とする。

(株主名簿管理人)

- 第7条 当会社は株主名簿管理人を置く。
 - ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 - ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式の取扱)

第8条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規定による。

(単元未満株主の権利)

- 第9条 当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - 2. 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

第3章 株主総会

(招集)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し臨時株主総会は、必要ある ときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会 において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、 あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(決議の方法)

- 第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議 決権の 3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の 3分の 2以上をもって 行う。

(議決権の代理行使)

- 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使 することができる。
 - ② 前項の場合において、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第4章 取締役 および 取締役会

(員 数)

第16条 当会社の取締役は、18名以内とする。

(選 任)

- 第17条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権 の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - ② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集通知)

第19条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第20条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役等)

- 第21条 取締役会はその決議によって代表取締役を1名以上選定する。
 - ② 取締役会はその決議によって取締役または執行役員の中から社長1名を選定する。
 - ③ 取締役会はその決議によって取締役の中から会長および副社長各1名を選定する ことができる。

(報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の 利益(以下、報酬等という。)は、株主総会の決議によって定める。

(相談役および顧問)

第23条 取締役会はその決議によって相談役および顧問各若干名を選任することができる。

(執行役員)

第24条 取締役会はその決議によって執行役員を置き、当会社の業務を分担して執行させることができる。

第5章 監査役 および 監査役会

(員 数)

第25条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選 任)

- 第26条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権 の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - ② 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
 - ③ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

- 第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。
 - ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、 当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(監査役会の招集通知)

第28条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3 日前までに発する。ただし、 緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(常勤の監査役)

第29条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 取締役および監査役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

- 第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の当会 社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で、取締役会の決議によって免除 することができる。
 - ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役および社外監査役 との間に任務を怠ったことによる当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を 締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令の定める額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

- 第33条 当会社は、取締役会の決議により、法令が定めるところにより、剰余金の配当等 を行うことができる。
 - ② 当会社は、前項に定める剰余金の配当等を株主総会の決議によって行わない。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対しこれを行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 期末配当金および中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

- 第1条 変更前定款第15条の規定の削除および変更後定款第15条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。
 - 2 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
 - 3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。